平成２６年（フ）第９８５１号
神奈川県横浜市旭区左近山448―４　左近山団地８街区４棟901号
債務者　浅野　久子
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９８５２号
埼玉県ふじみ野市緑ケ丘１丁目６―32―101
債務者　佐々木　豊
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９８６４号
東京都足立区大谷田１丁目１―２―401
債務者　福元　康弘
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９８６５号
東京都足立区大谷田１丁目１―２―401
債務者　福元　尚子
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９８６７号
東京都豊島区巣鴨４丁目28―１―211
債務者　佐々木康友
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９８８１号
東京都中野区若宮３丁目56―１―101
債務者　篠原　　聡
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９８９４号
東京都世田谷区大蔵１丁目16―９―303
債務者　黄　　美石
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９８９５号
神奈川県横浜市港北区篠原北２―11―３―101、住民票上の住所神奈川県横浜市神奈川区松見町２丁目15―22
債務者　植村香代子
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６６号
北海道河西郡芽室町東めむろ３条北１丁目２番地８
債務者　山田　一真
1　決定年月日時　平成26年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第１６７号
北海道河西郡芽室町東２条南２丁目１番地16
債務者　早苗　　司
1　決定年月日時　平成26年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第４１号
栃木県那須塩原市高砂町６番５号
債務者　篠崎征一朗
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月11日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２６年（フ）第９７６１号
東京都江戸川区東葛西１丁目14―３　光方
債務者　酒井　紀子
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第１４６８号
千葉県松戸市野菊野２　野菊野団地２棟412
破産者　生駒　直史
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４６９号
千葉県松戸市野菊野２　野菊野団地２棟412
破産者　生駒　　昇
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２７１４号
東京都渋谷区神宮前６丁目28番５号
破産者　ファーストエンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２７１５号
東京都渋谷区神宮前６丁目28番５号
破産者　株式会社ファーストスタッフ
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３０８７号
東京都西多摩郡瑞穂町長岡１丁目56番地16
破産者　株式会社ＴＫＨ
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部